

公共政策学の特性に応じた教育手法の必要性 —ケース・メソッドを中心に—

窪田好男

1. はじめに

1990年代から本格的な増加が始まったわが国の公共政策系の学部・大学院は、現在も着実に増加を続けている。数え方にもよるが、2009年現在、学部と大学院がそれぞれ約80、さらに専門職大学院としての公共政策大学院が8つ存在している。また、1996年に発足した日本公共政策学会の会員も着実に増加を続け、2009年現在、約1,000人である。公共政策学は日本の学界と高等教育に一定の地位を確保したといえよう。

しかしながら、公共政策学が学問の体系上にどのように位置づけられるのか、学問としてどのような特性を有するのかといったディシプリンとしての根本的な問いは、必ずしも熱心に議論されてきたわけではないし、それゆえ、その成果の蓄積も十分ではない。率直に言って先行研究の乏しいテーマである。とはいっても、公共政策学がいかなる学問であるのか、あり得るのかについては、乏しいながらも重要な研究成果が蓄積されている。むしろ問題といえるのは、公共政策学教育についてほとんど議論が蓄積されてこなかったことであり、公共政策学の特性に応じた教育手法の必要性がほとんど論じられてこなかつたことであると思われる¹。

本稿では、先行研究の整理を通じ、公共政策学をサイエンスとアートの双方の要素を含む学問と捉え、理論的学習や分析等の技法習得と同等かそれ以上に、学んだ技法や思考枠組み・行動手順の経験と反復練習が重要であることを論じ、そのための手法として経営学等で導入されているケース・メソッドが注目すべき手法であることを、筆者が担当する授業におけるケース・メソッドの実践経験から明らかにする。

2. 公共政策学の特性

公共政策学のほかに、政策系の学問の名称としては、政策科学、総合政策学、政策学などがある。子細にみれば、これらはそれぞれ異なる含意を有するものであるが、本稿の関心に照らして言えば、公共政策学によって政策系の学を表すことで特に問題はない。では、公共政策学とはい

かなる学問であり、どのような特性を有するのであろうか。

公共政策学の起源については、第二次世界大戦後のアメリカ合衆国、1951年に発表されたラスウェル（Lasswell, Harold D.）の論文「政策志向」に求めるのが通常である（Lasswell, 1951）。政策的な関心を持つ学問や政策形成に有用な知識をもたらす学問は、それ以前、さかのばれば古代から洋の東西で行われてきたが、現代公共政策学とでも言うべき、現代の学問体系に独立した地位を要求する学問分野として公共政策学が誕生したのは、やはり前述のラスウェルの論文がきっかけであったといえる²。

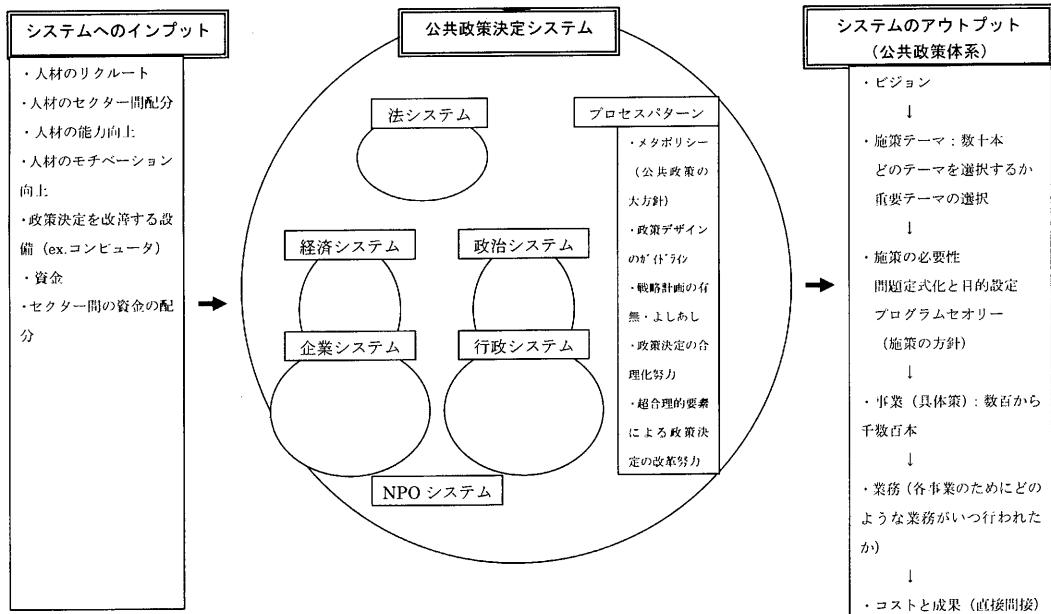
公共政策学の理論展開を概観しよう。そこでは、科学による政策提言から学問によってよりよい社会をつくりだす試みへという学問内容の変化およびそれと関連した研究対象の拡大という2点がポイントとなる。

学問内容について言えば、当初、ラスウェルが提唱したのは、科学による政策提言というコンセプトであった。社会科学の方法や成果を公共政策に応用することによってよりよい公共政策をつくることができるというコンセプトである。正確には、ラスウェルは、冷戦という危機状況において、社会科学を応用して政策提言を行うことによってアメリカ合衆国の民主主義を守ることを構想したのであり、その背景には、アメリカ合衆国における、第一次世界大戦からニューディールを経て第二次世界大戦に至る時期の社会科学の公共政策への応用の（主観的）成功体験があった。このように、ラスウェルの議論はやや特殊なものであったが、普及・継承されたのは、その特殊性を捨象した上述のコンセプトであった。

現在でも、経済学、政治学、法律学、社会学などの方法や成果を応用して個別の政策についてよりよい政策提言を行うことが公共政策学であるとされる場合も多い。例えば、わが国の公共政策学における代表的な入門書の1つである『政策学入門』でも、そのように説明した上で、公共政策学の学び方について、経済学や政治学といったよって立つディシプリンを決めて系統的に学習し、それを用いて特定の問題領域を事例分析するか、あるいは取り組む問題領域を決め、それに必要なディシプリンを選別的に学習するか、いわばディシプリン重視のアプローチか問題領域重視のアプローチか、どちらかを選択することを初学者に勧めている（政策分析ネットワーク編、2003：12-14）。また、ここで重要なのは、公共政策学はそれ自体がディシプリンではなく、経済学や政治学などの既存のディシプリンを学際的・総合的に応用する領域であるという認識が、ラスウェル以来、今日に至るまで広く存在しているという事実である。既存の社会科学が学際的に連係・分業して公共課題の解決を目指す、応用社会科学としての公共政策学ということができるだろう。

他方で、経済学や政治学や法律学や社会学等を重要かつ密接な関連領域とはしつつも、公共政策学をそれら既存の諸学とは異なる新しいディシプリンであると認識し、学問によってよりよい公共政策を創造し、ひいては、破滅を回避し、よりよい社会・よりよい未来を実現しようという新しい学問分野であるとする論者も比較的早い時期から登場している。ドロア（Dror, Yehezkel）やわが国では足立幸男がそうした論者の代表である。ドロアや足立が提唱した新ディシプリンと

しての公共政策学にはどのような特徴があるのだろうか。個別具体的な政策提言だけでなく公共政策を生み出すシステムについて全体的に理解し、その管理や改善の方策を探求するところに特徴がある。



<出典>筆者作成

図1はドロアの議論をもとに筆者が作成したものであり、公共政策学の対象を表している。ただし、システムのアウトプットである政策体系についてはドロアの議論とは関わりなく、筆者が從来から政策評価に関して行ってきた議論に基づいている。

公共政策学の対象となるのは、まず公共政策の体系と公共政策が社会にもたらした変化である。これらについてはラスウェルの公共政策学と同じである。新ディシプリンとしての公共政策学の特徴は、公共政策の体系を産出する公共政策決定システム—それは法システム、経済システム・企業システム、政治システム・行政システム、NPOシステム、そしてプロセスパターン等から構成される—や公共政策決定システムへのインプット—人材や資金、それらの公共部門と民間部門への配分など—もまた対象とすることである³。

では、公共政策決定システムの下位システムを学問の対象とする既存の社会科学、法システムを対象とする法律学、経済システムを対象とする経済学、企業システムを対象とする経営学、政治システムを対象とする政治学、行政システムを対象とする行政学と公共政策学はどう異なるの

か。これら諸学においても、もちろん個別の公共政策やそれが社会に発生させた変化、ある政府の公共政策の体系とそれらが社会に発生させた変化は学問的関心の対象となる。その点において、一見、公共政策学と類似しているが、やはり公共政策学とこれら諸学は異なる。これらの諸学は、対象とするシステムの科学的解明と説明・記述を主たる目的とするのであり、それとの関連において公共政策やその結果を対象とする。政治学を例にするなら、政治システムを説明・記述するために公共政策やその成果を分析するのである。それに対して、公共政策学は、公共政策や公共政策体系の成果としてよりよい社会や未来を実現すること、あるいは破滅を回避することに最終的な関心を持つ、いわば結果主義の学問であり、望ましい結果を得るために、公共政策や公共政策の体系、それらを産出する公共政策決定システム、さらには公共政策決定システムへのインプットについて理解し、管理や改善を行おうとするのである。こうした点で、公共政策学は単なる応用社会科学とは言い難い特質を有するのである。よりよい社会や未来の実現・破滅の回避といった望ましい結果を得るには、公共政策として個別的な公共課題やその解決策を取り上げているだけでは不十分であり、研究対象を拡大する必要があるとするのが新ディシプリンとしての公共政策学の特性の1つである。

学間に期待されるレリヴァンシーの強さもまた公共政策学の特性の1つである。経済学や政治学など既存の社会科学にも、もちろんレリヴァンシーは求められるが、公共政策学には、一層強くそれが求められ、公共政策を提言する学として成立し、それを行うことができる人材を育成することが期待されている。よりよい社会や未来・破滅の回避といった結果に対する社会的要請に、学問を使って政策提言をまとめることで、あるいは個別の公共政策や公共政策の体系や公共政策決定システムの担い手を育てることで応えようとするのが公共政策学であると規定できる。そこにおいて、既存の社会科学の手法は、当然ながら前提であり、基礎であり、主として活用される手法ではあるものの、手法の全てではない。なぜならば、端的に言って、もし公共政策学が応用社会科学として経済学や政治学などの既存の社会科学の方法や成果を応用して個別的な公共課題の解決を図るだけでは不十分な問題があるからである。それは政策形成の実践にかかる問題である。応用社会科学では、学んだことをそのままの形で実行できるのは、大学に籍を置く研究者だけであり、公共政策の形成過程に参加するその他のアクター、政治家、行政職員、利益集団、マスコミなどは、学んだことをそのままの形で実行することは不可能である。研究者には、一般に正確さとタイミングであれば、正確さが求められる。それに対して、これら政策形成の実践に関わるアクターに求められ、重視されているのは、政策提言・政策案をまとめるタイミング（適時性）である。政策提言・政策案をまとめるプロセスで行われた分析の正確さももちろん重要であるが、正確さとタイミングであれば、タイミングが重視されるのが政策形成の実践である。決定を行うべき時期をシビアに見据え、そのタイミングに間に合う限りにおいてなるべく正確に情報収集や分析を行うというのが政策形成の実践で行われていることであり、求められていることでもあろう。公共政策学で古典的に分析の限界として論じられてきたことである（Lindblom & Woodhouse, 1993：第2章）⁴。また、個別具体的な政策提言だけでなく公共政策決定システム

について全体的に理解し、その管理や改善の方策を探求することも、そしてもちろん、公共政策を生み出すシステムの担い手の育成、すなわち現在の担い手の能力向上や将来の担い手の育成を行うことも、既に見たように公共政策学の課題である。

これらを行うために有用なものは全て活用するというのが、公共政策学の特性であろう⁵、特に適時提言のためには、タイミングよりも正確さ重視で、科学的手法による法則の発見を基本とする従来の社会科学とは異なる教育が必要となる。

公共政策学の目的は、正確提言、適時提言、ビジョン・あるべき政策過程、そしてそれらを実現するための実践力と整理できる。そこで活用されるのは、社会科学の手法だけではなく、属人的かつ訓練の内容や量によって変化するアートである（Wildavsky, 1987）。

3. 公共政策学の教育手法

わが国の公共政策系の学部・大学院における教育の現状については、田村瞳による調査研究がほぼ唯一の先行研究である。田村による調査研究は大学院、それも専門職大学院の公共政策大学院を分析したものであるが、学部教育についても参考になる⁶。わが国の公共政策学教育のカリキュラム構成の特徴として、主に、1) 法律学、政治学、経済学、(自然科学) 分野から公共政策に関する基本的な理論および必要な知識や素養を横断的に学ぶことができるよう配慮された「基礎科目」と、2) より専門性の高い「展開科目」、さらに3) 分析手法等の技法を習得するための「実践科目」と「事例研究科目」、および4) 「リサーチペーパー」の4つの要素から成り立っている場合が多いことを指摘している。教育手法という点では、やはり教室における講義が主であるが、加えて、「インターンシップ」、「ワークショップ」、「フィールドワーク」等も重視されているとされる（土山・大矢野編, 2008: 41-42）⁷。

既に確認したように、公共政策学においては科学と並んでアートが重要であるが、既存の公共政策学教育では、アートの教育への配慮が十分ではない。アートとしての公共政策学では、理論的学習や分析等の技法習得と同等かそれ以上に、学んだ技法や思考枠組み・行動手順の経験とその反復が重要となる。しかし、社会人学生・院生を例外として、一般に、学生・院生などの学習者が、学習をしつつ公共政策に関わる現実の経験を反復的に積むことは困難である。そこで、可能な限り現実の経験を積むよう配慮しつつも、実際には、模擬的・擬似的な経験で代替することになるだろう。

公共政策学の学習者が模擬的・擬似的な経験を積むための手法として、既に導入され、比較的普及しているものとして、模擬企画立案がある。例えば京都府立大学公共政策学部のカリキュラムでは2回生後期配当の2単位科目「公共政策実習Ⅰ」として設定されている。模擬企画立案とは内容に着目して筆者が名付けたものであり、実際にはその名称が普及しているのではない。学習者が習得した手法や知識を用いて模擬的に公共政策の（通常は施策や事業、あるいは業務改善レベルの）企画立案を行い、その成果を政策提言として発表するものである。通常は、グループ

ワークとしてゼミ形式で行われる。半期または通年の授業で1つの提言をまとめの場合がほとんどである。成果発表については、1つのゼミの中で完結する場合もあるし、成果である政策提言の発表会を学部や研究科といった単位で行う例も見られる。京都では、コンソーシアム京都が年1回開催する「政策系大学・大学院研究交流大会」もそうした成果発表の場となっている。さらに、日本公共政策学会が年1回開催する学生政策コンペは、全国レベルで成果発表と学習者同士の交流を行う場として機能している。

本稿は大学・大学院における公共政策学教育を論じるものであり、主題からは外れるが、模擬企画立案は地方自治体の職員研修にも広く導入されている。主査研究や係長研修や中堅職員研修といった職階にあわせた研修に導入されていることもあるし、政策形成研修といった名称で参加者の応募を募って行われる場合もある。期間については、最短で1日～3日、最長で1年などさまざまであるが、最近では2・3日でエッセンスだけを学ぶ研修として設定されるか、さもなくば3ヶ月程度で調査研究を伴う研修として設定されるかのどちらかが多いと思われる。定員としては十数名から数十名の場合が多いが、長期研修では十数名程度の場合が多い。

こうした模擬企画立案は、公共政策学の主要な教育手法の1つとして今後もより広く普及していくと思われる。半年から1年をかけて、現地調査に行ったり、実務家の声を聞いたりして1つのテーマを掘り下げることは、公共政策学の学習者が模擬的・擬似的な経験を積むための手法として効果的であろう。しかし、比較的長期間を費やすにもかかわらず1つのテーマしか扱い得ないことが、反復練習によって経験を蓄積したいという関心からは問題である。

そこで、公共政策学の教育手法としては、長期間で1つのテーマを掘り下げる模擬企画立案と並んで、相互補完的な役割を果たす、短期の反復練習によって（擬似的）経験を蓄積できる別の教育手法が必要であり、こうした手法としてケース・メソッドに注目するべきだと考える。

ケース・メソッドは、現実の経営に生じた状況を、文章、数字、図表などで表したケースを使用し、集団討議により学習する教育システムである。これは、ハーバード大学院のビジネス・スクールが、医学部や法学部に習い、専門職としての経営者育成の意図をもって開発したものであるとされる（坂井正廣、1996：52）。ケース・メソッドには、このようにケース教材によって行われる場合以外に、リアル・ケースによって行われる場合がある。リアル・ケースとは、ケースの当事者が教室で口頭によってケースを説明する形で進行する方法である。

ケース・メソッドは、問題中心のケース（an issue case）と評価のためのケース（an appraisal case）に分類される。問題中心のケースはケース開発にあたった者が、そのケースの中に主要問題を含む幾つかの問題を織り込み、読者がケースの分析によって、それらを発見し、問題を解決するための代替案を考えるものであるとされ、評価中心のケースは、ケース開発にあたった者が、そのケースの主人公が既に下した意思決定を記述し、読者たちがその決定を評価するためのものであるとされる。現代の経営学教育では、一般的に言ってケース・メソッドの場合には「問題中心のケース」の比重が大きいという（坂井・吉田監修／ケース・メソッド研究会、1997：6-7）。

ケース・メソッドの起源は、法律学で、1871年にハーバード・ロー・スクールが採用したこ

とに求めることができる。さらに、1908年に開設されたハーバード・ビジネス・スクールが1912年から採用し、広く知られるようになった。当初はリアル・ケース、1930年からは記述ケースが使用されるようになった。日本では慶應義塾大学ビジネス・スクールが1962年から導入し、慶應義塾大学や一橋大学などをはじめとする各校で経営学教育に活用されている。また、法律学でも法解釈の学習にケース・メソッドは広く活用されているが、経営学が扱うビジネス・ケースの方が公共政策により近く、参考になると思われる。

ケースによる授業のメリットは、①入門しやすい、②学生側の学習への身の入れ方（コミットメント）が深い、③討論を通じて自立的意意思決定へと成長していくことが期待できる、④自分で考えるだけでなく、それを表現し相手を説得するスキルを身に付けられることとされる。一方、不満や問題点としては、理論的でない。だらだらと書かれたケースを巡って井戸端会議のような議論が行われる。ケースの中の情報が不十分なので決定を下せない。正解が示されないままに授業が終わるといったことが指摘されている（石田英夫、2007：11-12）。

なお、これは模擬企画立案にもあてはまることがあるが、ケース・メソッドにおいても、ケースに即して学習者が行う判断の指針となる理論や基準があらかじめ学習されていることが必要である⁸。

4. 公共政策学教育におけるケース・メソッドの活用例： 京都府立大学公共政策学部 2009 年度「自治体政策特殊講義」

京都府立大学公共政策学部では、2009年度から開講されている「自治体政策特殊講義」にケース・メソッドを導入し、学習者に擬似的な経験の反復による実践的な政策力の向上を目指している。公共政策のケースを使ったケース・メソッドとしては、筆者の知る限り、公共政策学教育におけるわが国初の導入事例である⁹。

「自治体政策特殊講義」は2回生配当科目であり、2単位、前期に開講される。筆者と増田寛也客員教授（元岩手県知事・元総務大臣）が担当した¹⁰。

学習者は、1回生の後期配当科目である「公共政策入門Ⅱ」で公共政策デザインのガイドラインを学習済みであることが受講の前提となっている。また、後期には「公共政策実習Ⅰ」で模擬企画立案を学習することが推奨されている。「公共政策入門Ⅱ」で公共政策のよしあしの見分け方、よい政策のつくりかたを学び、「自治体政策特殊講義」でそれを4つの実際のケースに適用することにより深く理解し、身につけ、そして「公共政策実習Ⅰ」で自らが政策提言をまとめることを擬似的にではあるが経験し、そのプロセスを通じてさらに理解を深めることが想定され期待されている。

主に実行可能性の観点から、扱うケース数は4、リアル・ケース中心、評価のためのケース中心となった。

京都府の協力を得て、「京都府自転車の安全利用促進条例」（京都府府民生活部安心・安全まち

づくり推進課参事 熊谷真人氏)¹¹, 「京都府鴨川条例」(京都府建設交通部河川課監理担当主査 西村信治氏)¹², 「京都エコポイント事業」(京都府文化環境部地球温暖化対策課企画担当主任 藤原茂樹氏)¹³の3つのケースをリアル・ケースとして準備した。講義日程の詳細は資料1に示した通りであるが、1つのケースにつき、3回の授業をあてた¹⁴。1回目の授業では、それぞれの政策の担当者から、口頭で事実経過が説明される。レジュメやパワーポイントが補足的に使用される。1回目の授業の終了後、学習者はミニレポートを作成し、授業担当者に提出する。ミニレポートの出題はケース担当者の意向を確認しつつ授業担当者が行った。2回目の授業では、グループワークを行う。この回にはケースの担当者は出席せず、授業担当者と学習者のみで行われる。ランダムに編成された10名弱のグループごとに、ミニレポートの設間に沿って議論を行い、グループとしての意見をまとめる。2回目の授業の終了後、学習者は再びミニレポートを作成し、授業担当者に提出する。内容は、グループワークの結果の要約である。3回目の授業では、再びケースの担当者を迎えて授業が行われる。各班からランダムに選ばれた学習者が班の意見を発表し、それに対して授業担当者とケース担当者がそれぞれ研究者と実務家の立場からコメントするとともに学習者と質疑応答する。より詳細については、資料2(授業の配付資料)を参照願いたい。

残る1つのケースは、増田寛也客員教授が担当した。リアル・ケースであることは他の3ケースと同様であるが、他の3ケースが評価のためのケースであったのに対し、問題中心のケースであった。また、基本的にはリアル・ケースであるが、短いながらも文章化されたケースが作成され、新聞資料等とともに配布された(資料4)。他の3ケースが計3回の授業を毎週1回、3週間にわたって行ったのに対し、増田客員教授によるケースは1日で3回の授業を行うという形式で行われた。より詳細については資料3(授業の配付資料)を参照願いたい。

「自治体政策特殊講義」において、学習者は、公共政策の担当者(または主管課)の立場に擬似的に立ち、その視点から、出来上がった公共政策とその形成プロセスについて、よしあしを判断する。また、これからどうすべきかを考える。疑似体験として、「その時、自分が担当者ならどうした?」かが問われる所以である。また、付隨的に、学習者が地方自治体における公共政策と地方公務員から見たその形成過程の例を知ることが期待された。

授業の効果については以下のように評価した。

授業目的に照らせば、学習者の「実践的な政策力」が受講によってどれだけ向上したかがポイントになるわけであるが、受講前後の学習者の変化を正確に測定することは今回できなかった。今回採用した方法は、受講した学習者自身に受講による自らの変化を評価してもらうという方法である。

授業の最終回に出席した31名の学習者に、振り返りミニレポートとして以下を尋ねた。ミニレポートであるので記名式で、期限は1週間とし、授業担当者に提出された。期限を過ぎて提出されたものも少数あったが、最終的な回収率は100%であった。

1. 受講前と受講後を比較してあなたの「実践的な政策力」は向上したと思いますか。
2. ケース・メソッドは「実践的な政策力」の向上に有効と思いますか。

「実践的な政策力」については以下のように定義した上で、学習者に文書で示した。

- ① 実際の公共政策について、内容を理解し、根拠に基づいてよしあしを判断できるようになること。また、どうすればよりよくなるのか政策提言ができるようになること。
- ② 公共政策の担い手である政治家や行政職員がもつ実践的な暗黙知を獲得すること。
- ③ 地方自治体の公共政策の形成過程にどのような人や団体がどのような思惑をもって参加し活動しているのか、その実態を理解すること。

授業の効果を評価すれば、極めて有効であったと評価することができる。

問1については、向上したとする学習者が26名 向上しなかったとする学習者が2名 わからないとする学習者が3名であった。わからないとした学習者からは、「評価能力と実践的政策能力は異なる。」「批判はできるようになったが政策提言はできない。しかし勉強にはなった。」「『公共政策実習Ⅰ』で学んだガイドラインを覚えていないと勉強にならない。」といったコメントが寄せられた。

問2については、有効と思うとする学習者が30名、有効と思わないとする学習者が1名であった。有効と思わないとする学習者からは、評価のためのケースでは効果半減であるという指摘があった。

その他には、公共政策やその形成過程について、「興味を持った」、「イメージが具体化した」といった感想が多く見られた。また、「通年にするなど継続的に実施すべき」、「授業で扱うケース数を増やすべき」という積極的な意見も多数見られた。評価的のためのケースより、問題中心のケースの方がより関心を持って授業に取り組めるという指摘も多数あった。

5. おわりに

本稿では、公共政策学における適時提言やアートの重要性を強調したが、結びにあたってあらためて強調したいことは、社会科学が産みだし蓄積する事実と原因についての知識は、公共政策学にとって不可欠であることである。科学だけでは十分でないことを主張したいのであり、科学が不要という主張ではない。

公共政策を題材としてケース・メソッドの授業を準備し実行して、ビジネス・ケースと公共政策のケースの違い、公共政策学におけるケース・メソッドの特徴が明らかになった。学習者からの指摘にもあったように、評価のためのケースより問題中心のケースが望ましいが、ビジネス・ケースにはない困難が公共政策のケースにはある。ビジネス・ケースについては、例え取り上げ

られているのが大企業であっても、経営的判断の内容やその判断が行われた時点での企業内外の状況について詳しく知る学習者は少ない。そこで問題中心のケースが成立しやすい。ところが、公共政策のケースで学習者の関心を引くような大きな問題となると、報道等によりどのような政策決定がなされたか広く知られている場合が多いであろうし、そうでなくとも学習者がインターネット等を利用して検索すれば、容易に政策決定の内容を知ることができる。登場人物や機関名を仮名にするなど対処策はあるものの、公共政策学独自の取り組みが求められる問題である。

他方、ビジネス・ケースと比較して、公共政策の文書ケースの作成自体は容易という特徴もある。ビジネス・ケースでは、報道等が乏しいゆえに、関係者の協力を得ないとケースが作成できない。関係者の協力を得るには信頼関係を構築したり、教育の意義を理解してもらった上で取材に応じてもらう必要があったりといった苦労があるが、公共政策のケースの場合、報道等や情報公開制度を利用すれば、ある程度容易に情報を入手することができる。公開情報のみを用いたケース教材の作成は経営学では可能であるものの限界もあるとされるが、公共政策学では相対的に容易である。

経営学におけるケース・メソッドと共に通する問題として、ケース教材の数を増やしていくことにはかかる問題がある。ケース作成には人的な問題、資金的な問題、ケースを学術的な業績と認めるか否かという大学における業績評価の問題があるが、今後、この手法が定着・発展するためには、これらの問題が解決される必要がある。

本稿では、公共政策学の特性に応じた教育手法としてケース・メソッドに焦点を合わせたが、その他の教育手法としては、デジタルゲーム、ボードゲーム、カードゲーム、参加者が身体を動かすコミュニケーションゲームなどを教育に応用するシリアル・ゲームもまた注目されるべき手法である¹⁵。また、模擬企画立案にロール・プレイングの手法を導入することによって授業や行政職員の研修を改善することも効果的であると考えられる¹⁶。

公共政策学教育とその手法については今後も継続的な議論が活発に行われ、その成果が蓄積されていくことが期待される。これからの次世代の公共政策学にとって大いに開拓されるべきフロンティアといえるのではないだろうか。

【本稿は、2009年8月1日に関西大学千里山キャンパスで開催された日本公共政策学界関西支部2009年度（第2回）研究大会自由論第セッションC「政策改善に何が必要か」における報告をもとに加筆修正したものである。】

注

- 1 貴重な先行研究としては、田村瞳による調査研究がある（土山・大矢野編, 2008: 第2章第1節）。
- 2 ラスウェルの研究について、より詳細には、宮川の紹介を参照のこと（宮川, 2002: 第2章および第3章）。

- 3 公共政策や公共政策の体系に影響を及ぼす要因である、社会経済情勢の変化については、経済情勢の変化は経済システムからシステムのアウトプットへの影響、社会情勢の変化はシステム外・環境からシステムのアウトプットへの影響と整理できる。同じく、政治家（首相、大臣、首長、議員など）や政党の意向も政策体系や個別の施策・事業に影響するが、これらは政治システムからシステムのアウトプットの影響と整理できる。同じく国や自治体の域内の企業の動向については、民間企業システムからシステムのアウトプットへの影響と整理できる。各種の行政計画はプロセスパターンと整理できる。これらもまた公共政策学の対象となる。
- 4 同書は公共政策学の古典の1つであり、初版は1968年に出版されており、初版と第2版はリンドブロムの単著である。分析の限界論は初期から議論されてきた。
- 5 こうした主張は、公共政策学の代表的研究者の中ではドロアにおいて特に顕著である（Dror, 1983）。
- 6 現在、わが国には専門職大学院の公共政策大学院が8校あり、田村によれば、社会科学系大学院だけでも、その教育目的に公共政策分野における高度職業人養成を謳っているところが80以上におよび、その多くでは従来の研究志向型の大学院と大差のない教育プログラムが提供されているという。また、専門職大学院と一般の大学院という設置形態の違いはあるものの、機能的な差異はさほど見られないとされる（土山・大矢野編, 2008: 45-47）。
- 7 インターンシップやワークショップやフィールドワークは、学習者と実務家が何らかの形で接触するものであり、公共政策学に限らず、近年は幅広い分野で見られる手法であるが、最近の公共政策学教育においては、カリキュラムの最後に、学習した内容を実践で試すとともに、学習者の能力を実務家に披露し知ってもらい（できれば職の獲得につなげたい）というねらいを持ってこれらを融合させたキャップストーン（capstone）という手法が、アメリカ合衆国の公共政策教育プログラムに導入されていることもあって、注目されている。
- 8 ただし、異論もある。一例として、主に社会人を対象としたプログラムでケース・メソッドを活用している大前研一は、教員と院生がリアルタイムで解を創造するという方法でないといけないと主張している（大前研一, 2005: 183-184）。
- 9 大学院レベルの公共政策学教育や公務員の職員研修にビジネス・ケースを導入するという事例は、東北公益文科大学や東京都などに既に見られる。
- 10 正規の授業担当者以外に、藪中直准教授が京都府との調整や授業進行のサポートに重要な役割を担った。
- 11 自転車同乗幼児のヘルメット着用を義務化（6歳未満の幼児に着用）、自転車利用者の励行事項を具体化（携帯電話を使用しない、混雑時は押して歩くなど）、自転車安全利用推進員を設置（安全教育、広報啓発等を行うボランティア）、自転車安全利用情報の説明を義務化（自転車小売業者が自転車購入者に自転車利用ルール等を説明）などを内容とする条例。
- 12 鴨川・高野川の河川環境全般にわたる総合的な施策・規制を盛り込んだ条例。
- 13 家庭の省エネによる温室効果ガス排出削減量に対して、経済的インセンティブとなるエコポイントを付与して環境行動の促進を図るとともに、家庭の温室効果ガス排出削減量を、カーボンオフセットに活用できるようにすることで企業の環境行動の促進を図り、エコポイントを、京都府内の商店街でのお買い物の割引や交通機関の運賃への充当（PiTaPaカード）等に利用できるようにすることで、地域経済の活性化や公共交通機関の利用促進も図るという事業。
- 14 第1回と第2回はガイダンスにあてられているが、第1回は授業の目的と進行についての説明、および地方自治体の制度等についての解説にあてた。第2回はケース・メソッドの練習としてビジネス・ケースを使ったグループワークの練習を行った。
- 15 わが国では研究蓄積の乏しい分野である。デジタルゲームしか扱っていないという難点はあるが、藤本徹の『シリアル・ゲーム：教育・社会に役立つデジタルゲーム』が代表的な研究である（藤本, 2007）。
- 16 自治体職員の政策形成研修における筆者の経験による。一例として、市長役をおいて研修受講者をコントロールすることにより、政策研究と模擬企画立案の違いを明確にして拡散しがちなグループ

ワークにおける議論を収斂させることができると、何より、より実際の政策形成に近い状況を提供することができる。

参考文献

- Dror, Yehezkel, 1971, *Design for Policy Sciences*, American Elsevier.
- Dror, Yehezkel, 1983, *Public Policymaking Reexamined*, 2nd ed., Transaction.
- Lasswell, Harold D., 1951, "The Policy Orientation," in D. Lerner, and H. D. Lasswell, eds., 1951, *The Policy Sciences: Recent Developments in Scope and Methods*, Stanford University Press.
- Lindblom, Charles E., Woodhouse, Edward J., 1993, *The Policy-Making Process*, 3rd ed., Prentice Hall.
- Wildavsky, Aaron, 1987, *Speaking Truth to Power: The Art and Craft of Policy Analysis*, 2nd ed., Transaction.
- 石田英夫・星野裕志・大久保隆弘 編著, 2007, 『ケースブック I ケース・メソッド入門』, 慶應義塾大学出版会.
- 大前研一, 2005, 『私はこうして発想する』, 文藝春秋.
- 小樽商科大学ビジネス・スクール 編, 2003, 『MBA のためのケース分析』, 同文館出版.
- 北川正恭 他編, 2005, 『政策研究のメソドロジー：戦略と実践』, 法律文化社.
- 坂井正廣, 1996, 『経営学教育の理論と実践』, 文眞堂.
- 坂井正廣・吉田優治 監修／ケース・メソッド研究会, 1997, 『創造するマネジャー：ケース・メソッド学習法』, 白桃書房.
- 政策分析ネットワーク 編, 2003, 『政策学入門：ポリシースクールの挑戦』, 東洋経済新報社.
- 高木春夫・竹内伸一, 2006, 『実践！日本型ケースメソッド教育』, ダイヤモンド社.
- 土山希美枝・大矢野修 編, 2008, 『地域公共政策をめざす人材育成：その現状と模索』, 日本評論社.
- 『一橋ビジネスレビュー』編集部 編, 2003, 『ビジネスケースブック No.2』, 東洋経済新報社.
- 藤本徹, 2007, 『シリアル・ゲーム：教育・社会に役立つデジタルゲーム』, 東京電機大学出版会.
- 宮川公男, 2002, 『政策科学入門』(第2版), 東洋経済新報社.

(2009年10月1日受付)

(くぼた よしお 公共政策学部公共政策学科准教授)

資料 1

**2009年度 京都府立大学公共政策学部公共政策学科
「自治体政策特殊講義」講義日程**

開講曜講時：前期開講 月曜日・第4講時（14：30～16：00）

週	講義日	講師名	職名	講義概要
1	4月13日	—	(公共政策学部の担当教員)	ガイダンス
2	4月20日	—	(公共政策学部の担当教員)	ガイダンス
3	4月27日	熊谷 真人	府民生活部安心・安全まちづくり推進課参事	ケース1「自転車の安全利用促進条例」 事実経過の説明
4	5月11日	—	(公共政策学部の担当教員)	ケース1「自転車の安全利用促進条例」 グループワーク
5	5月18日	熊谷 真人	府民生活部安心・安全まちづくり推進課参事	ケース1「自転車の安全利用促進条例」 各班の発表と講評
6	5月25日	西村 信治	建設交通部河川課 監理担当 主査	ケース2「京都府鴨川条例」 事実経過の説明
7	6月1日	—	(公共政策学部の担当教員)	ケース2「京都府鴨川条例」 グループワーク
8	6月8日	西村 信治	建設交通部河川課 監理担当 主査	ケース2「京都府鴨川条例」 各班の発表と講評
9	6月15日	藤原 茂樹	文化環境部地球温暖化対策課 企画担当 主任	ケース3「京都エコポイント事業」 事実経過の説明
10	6月22日	—	(公共政策学部の担当教員)	ケース3「京都エコポイント事業」 グループワーク
11	6月29日	藤原 茂樹	文化環境部地球温暖化対策課 企画担当 主任	ケース3「京都エコポイント事業」 各班の発表と講評
12	7月6日、 13日、27 日の3回 分は集中 講義	—	(外部講師)	ケース4 事実経過の説明
13		—	(外部講師)	ケース4 グループワーク
14		—	(外部講師)	ケース4 各班の発表と講評

※講義日については、京都府又は大学の事情により変更する場合がある。

資料2

京都府立大学公共政策学部 2009年度 自治体政策特殊講義

ガイダンス3

第6回～第8回の進め方

2009/05/25

窪田好男

● 第6回授業とその終了後

5月25日（月）

- ・西村信治氏（京都府建設交通部河川課 監理担当 主査）による、「京都府鴨川条例」についての、内容、政策づくりの物語・過程、成果についての事実の説明（60-70分程度）。

- ・質疑応答（10-20分程度）：

説明を受けた政策の内容、政策づくりの物語・過程、成果について説明を聞いただけでは分からなかった点について、事実確認をするのが基本。特に、担当者（担当課）がどのような権限をもっているのか、どのような立場なのか、政策づくりの物語・過程に登場した人物や組織の権限や立場を確認することは重要。

授業終了後、5月31日（日）まで

- ・各自ミニレポートを作成し、kubota@kpu.ac.jpにメールで提出。
- ・ファイルのタイトルは「学籍番号 名前 自転車条例個人レポート」とする。
- ・レポートのタイトルは「京都府鴨川条例についての個人レポート」とし、学籍番号と名前を明記する。
- ・MS-Word2007で作成している場合は、「互換モード」（Word97-2003で読めるモード）で保存すること。
- ・A4で1枚（750-1500字）程度。
- ・基本的な内容：説明を受けた政策の内容、政策づくりの物語・過程、成果について、自分が担当者（または担当課）であると仮定し、公共政策デザインのガイドライン、その他の授業で学習した内容、自分の経験や価値観等に照らして以下の問い合わせに解答。

1. 「京都府鴨川条例」は、総合的・全体的に見て、政策としてよいかよくないか。あなたの見解とその根拠を示してください
2. 「京都府鴨川条例」がつくられた過程は、総合的・全体的に見て、よいかよくないか。あなたの見解と根拠を示してください。
3. 説明を受けた政策の内容、政策づくりの物語・過程、成果、その部分部分で、特筆すべきよい点またはよくない点があれば、根拠と共に示してください。
※1～3については、よいならよりよくするために、よくないならよくするために、誰が何をどうすればよいと考えるかについても、なるべく示してください。
4. その他、特筆すべき意見や感想があれば自由に記してください。

- 第7回授業とその終了後

6月1日（月）

- ・各自、自分のミニレポートを10部ずつ印刷して持参する。
- ・授業開始後、5つの班に別れ、グループワークの準備をする。
班は教員がランダムに決定する。
机と椅子を議論に適した形に適宜移動する。
班ごとに司会者を決定する（希望者がやることが望ましい）。
各自、自分が持参したミニレポートを班のメンバーに配布する。
- ・グループワークの開始
目的：①多様なメンバーで議論をし、ガイドラインの解釈や適用、政策をめぐる意見やその裏付けとなる経験や価値観の多様性を知ること。②班としての意見を集約すること。
基本的な進め方：順番に持参したミニレポートに即して説明し、簡単な質疑応答を行う。1人につき説明5分、質疑応答2・3分程度。
- ・班としての意見の集約
集約すべき内容は個人レポートと同じ。
議論で出された多様な意見の中から、どれを班の意見として提示するかを決める。
- ・机と椅子をもとの形に戻す（15:55頃から開始）。

授業終了後、6月7日（日）まで

- ・各自ミニレポートを作成し、kubota@kpu.ac.jpにメールで提出。
- ・ファイルのタイトルは「学籍番号 名前 自転車条例班レポート」とする。
- ・レポートのタイトルは「京都府鴨川条例についての班レポート」とし、執筆者の学籍番号と名前のほか、執筆者以外の班メンバーの学籍番号と名前も明記する（自分の名前の前に○を付けるとか、フォントを変えるとかで区別）。
- ・MS-Word2007で作成している場合は、「互換モード」（Word97-2003で読めるモード）で保存すること。
- ・A4で1枚（750-1500字）程度。
- ・グループワークで集約した班の意見を記す。

- 第8回授業とその終了後

6月8日（月）

- ・第7回授業で集約された各班の意見を、教員がランダムに選んだ学生が発表する（10分弱）。コメントーター（西村信治氏、窪田准教授、薮中准教授）によるコメント（7・8分）。これを合計5班繰り返す。
- ・各班の報告者の班レポートはあらかじめ教員が受講者の人数分印刷して教室に持参。
- ・次回6月15日（月）の授業に向け、「京都エコポイント事業」関連の資料を配付。
各自それを読んでおく。

資料3

京都府立大学公共政策学部 2009年度 自治体政策特殊講義
ガイダンス5
12回～第14回の進め方

2009/07/06

窪田好男

- 第12回～第14回は、増田寛也客員教授を迎えて実施。
- テーマ：トップリーダー（知事・大臣）の政策決定
- 7月11日（土） 2コースから4コース（多少の延長の可能性有り）
- 27教室

7月11日（土）

<2コース>

- ・増田寛也氏（元岩手県知事・元総務大臣・本学客員教授）による、政策決定における知事の役割、大臣の役割についてのミニ講義。
- ・引き続き、知事として直面した決断、大臣として直面した決断の説明。およびそれぞれどのような選択肢があったかの説明。
- ・質疑応答（5分程度）：

<昼休み>

- ・各自、設問について、自分ならどうしたかを検討。
- ・『政策研究のメソドロジー』第1章 p.24などを参照のこと。
- ・昼食は各自で持参のこと。

<3コース>

- ・授業開始後、5つの班に別れ、グループワークの準備をする。
班は教員がランダムに決定する。
机と椅子を議論に適した形に適宜移動する。
班ごとに司会者を決定する（希望者がやることが望ましい）。
・グループワークの開始
目的：①多様なメンバーで議論をし、意見やその裏付けとなる経験や価値観の多様性を知ること。②班としての意見を集約すること。
基本的な進め方：順番に各自の意見とその根拠を口頭で説明し、簡単な質疑応答を行う。1人につき説明5分、質疑応答2・3分程度。
・ミニレポートはないので、しっかりメモを取ること。
・班としての意見の集約
集約すべき内容は「各設問について、どうすべきか。」
議論で出された多様な意見の中から、どれを班の意見として提示するかを決める。
・机と椅子をもとの形に戻す（14:15頃から開始）。

<4コース>

- ・3コースで集約された各班の意見を、教員がランダムに選んだ学生が発表する（10分弱）。コメントーター（増田寛也客員教授、窪田准教授、藪中准教授）によるコメント（7・8分）。これを合計5班繰り返す。

資料 4

具体的な事例（知事はどうするか？）

2009.7.11 増田 寛也

1. 概要

(1) 岩手県雫石町と八幡平市（旧松尾村）松尾を結ぶ一般県道雫石東八幡平線（通称、奥産道）は、延長約 16km で計画された。この路線は 1965 年に「奥地等産業開発道路整備臨時措置法」の指定によって、国の補助を受け、地域格差の是正などを目指して建設が計画され、網張工区が 1965 年、松川工区が 1966 年から事業がはじまった。産業振興とともに山岳観光道路としての活用をめざしたが、開発に対する自然保護運動の高まりとともに、1971 年に一時、工事が中止された。

しかし、環境保全上重要とされた区間をトンネル化するという条件で、1984 年に工事が再開された。1996 年までに投入された事業費約 46 億円（うち国庫補助金約 29 億円）で、工事の進行率は 61%（投資額）、80%（延長距離）、残る区間は約 3km で 2002 年 5 月に開通予定であった。なお、かりに開通しても、積雪山岳地帯を通過するために、6～10 月の約半年間しか利用できない道路であった。

(2) 1995 年 10 月、トンネル工事によって付近に所在する三ツ石湿原に与える影響を調査するために、岩手県盛岡土木事務所から発注を受けた民間業者が作業の過程で、国立公園第一種特別地域の自然を破壊する事件が発生した。この事実は翌年の融雪後、1996 年 7 月に露見し（別添 1）、環境庁（現、環境省）から岩手県土木部長が厳重注意を受けることとなった。この場所は青森営林局雫石営林署（現、林野庁東北森林管理局盛岡森林管理署）が管理する国有林で、水源かん養と保健保安林に指定されている。

(3) 岩手県は、このことを重く受け止め工事を凍結し、現地の応急的な復旧作業を優先させることとした。また、1997年4月、この道路建設に係る県民世論の方向性や地元の意向などを的確に把握するとともに、自然環境について適切な評価をおこない、道路設備の必要性や自然との共生の是非等について論議し、今後の行政の対応に資することを目的に、専門家や有識者による「一般県道零石東八幡平道路検討委員会」を設置した。

同委員会では、地域住民や一般県民の意見を聴取するとともに現地調査や討議を重ね、1998年8月、委員会提言を取りまとめ県に提出した（別添2）。

委員会提言は、課題として8項目の事項を指摘し、加えて一時休止も含めて慎重に対処するよう求める厳しい内容であった。

なお、岩手県日報社が1996年11～12月におこなった世論調査では、工事中止50.4%、継続27.6%という結果であった。

(4) 1998年11月中旬、知事はこれらの意見等を総合的に勘案し、奥産道に対する県の対応方針を記者会見で明らかにした。

2. 設問

(1) 上記事案について 関係者はどのような主張を行ったと考えられるか。

- | | |
|---------|---------------|
| A. 観光業者 | E.建設省（補助金交付者） |
| B. 建設業者 | F.県庁土木部 |
| C. 環境団体 | G.マスコミ |
| D. 両町村長 | |

(2) (1)を踏まえ、知事はどのような決断をしたか。